

令和8年度 度会町教育基本方針

基本理念

人生を輝かせ、未来を担うことのできる人づくり

	目次	ページ
I	はじめに	
	1 策定の背景と趣旨	1
	2 教育基本方針の位置づけ	1
	3 教育基本方針の期間	1
	4 度会町教育の基本理念と構想図	2
II	度会町の教育大綱の方針内容	3
III	主要施策	5
	1 学校教育の充実	5
	2 子どもが安心して学ぶことのできる環境づくり	7
	3 生涯学習・生涯スポーツの充実	8
	4 芸術・文化の振興と文化財の保護	9
	5 資料（[指定文化財の一覧] [文化財展示・収蔵施設の現状]）	11

度会町教育委員会

I はじめに

1. 策定の背景と趣旨

教育に関連する社会情勢は日々変化し、度会町でも少子・高齢化がますます進行し、子どもの数が減少しています。多様化が進み将来の予測が困難な中で、持続可能な社会を維持・発展させていくためには、子どもたちがしなやかに、たくましく、他者と協力して社会を創っていく力を育む必要があります。また、誰もが豊かな人生を送ることができるように、生涯にわたって学び続けることが大切です。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定により、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。

これを受けて、度会町では同法第1条の4第1項に定める町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において、協議・調整した上で策定された「度会町教育大綱」を踏まえて、「令和8年度 度会町教育基本方針」を策定しました。

2. 教育基本方針の位置づけ

度会町教育大綱は、教育行政に関する「基本目標」及び「施策」について、町の最上位計画である「第7次度会町総合計画 後期基本計画」で掲げる方針に沿って令和8年3月に策定されました。

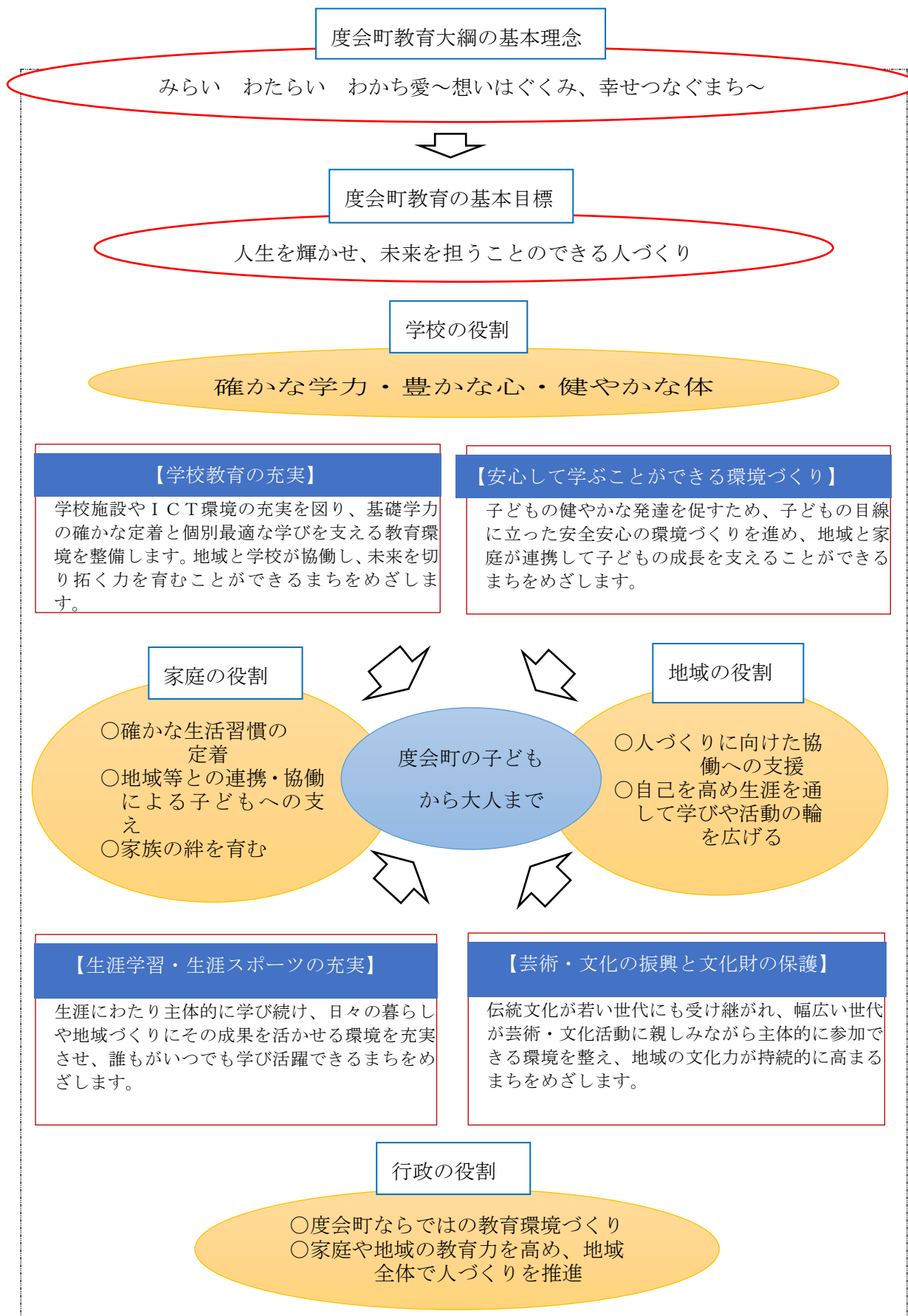
基本的な理念として、度会町のめざす将来像「みらい わたらい わかち愛～想いはぐくみ、幸せつなぐまち～」及び、教育の基本目標「人生を輝かせ、未来を担うことのできる人づくり」を掲げております。

これらの理念を骨子とし、より具体的な方策を掲げ、教育振興の指標とするため、教育基本方針を策定しています。

3. 教育基本方針の期間

「度会町教育大綱」が令和8年度から令和12年度までの5年間（第7次度会町総合計画 後期基本計画との整合性を図るため）となっているのに対して、教育基本方針の期間を単年度としているのは、教育を取り巻く様々な課題に対し、実情に応じた迅速な対応などを目的にして毎年度見直しをしていくことによります。

4. 度会町教育の基本理念と構想図



Ⅱ 度会町の教育大綱の方針内容

「基本理念」に基づき、次の「基本方針」により度会町の未来を担う子どもたちの育成や生涯教育・スポーツ及び文化・芸術の充実・振興をめざします。

1 学校教育の充実

【基本的な方向性】

学校施設やICT環境の充実を図り、基礎学力の確かな定着と個別最適な学びを支える教育環境を整備します。地域と学校が協働し、未来を切り拓く力を育むことができるまちをめざします。

【主な取り組み】

- 9年間を見通した学びによる教育の質の向上
- いじめ・不登校等の未然防止と生徒指導体制の強化
- 地域資源を活かした体験学習の充実と部活動の地域移行の推進
- 学校施設の計画的改善と将来を見据えた施設整備の検討
- ICTを活用した個別最適な学びの推進と情報モラル教育の充実

2 子どもが安心して学ぶことのできる環境づくり

【基本的な方向性】

子どもの健やかな発達を促すため、子どもの目線に立った安全安心の環境づくりを進め、地域と家庭が連携して子どもの成長を支えることができるまちをめざします。

【主な取り組み】

- 多様な体験活動の充実と学校外での学びの推進
- 子どものウェルビーイングに資する事業の持続的な展開
- 通学路安全対策と地域協働による見守り体制の強化
- SNS等の危険防止に向けた情報リテラシー教育の推進
- 家庭に寄り添う支援と保護者の不安解消に向けた取り組み

3 生涯学習・生涯スポーツの充実

【基本的な方向性】

生涯にわたり主体的に学び続け、日々の暮らしや地域づくりにその成果を活かせる環境を充実させ、誰もがいつでも学び活躍できるまちをめざします。

【主な取り組み】

- 多様な世代が参加しやすい生涯学習機会の提供

- 地域人材の活用による持続可能な学びの場の充実
- スポーツ団体との連携による交流機会とイベントの推進
- ユニバーサルスポーツの普及と生涯スポーツ環境の整備
- 図書館機能の充実と地域に根ざした読書活動の推進

4 芸術・文化の振興と文化財の保護

【基本的な方向性】

伝統文化が若い世代にも受け継がれ、幅広い世代が芸術・文化活動に親しみながら主体的に参加できる環境を整え、地域の文化力が持続的に高まるまちをめざします。

【主な取り組み】

- 公民館等を拠点とした芸術・文化活動の充実
- 若い世代の参加を促す伝統芸能・地域行事の継承と体験機会の創出
- 子どもの文化活動の支援と発表機会の拡充
- 質の高い文化芸術鑑賞機会の提供と多世代の参加促進
- 文化財の調査・保存と継承に向けた普及啓発の推進

Ⅲ 主要施策

1 学校教育の充実

(1) 9年間を見通した学びによる教育の質の向上

- ①義務教育の9年間を連続した期間として捉え、子どもたちに着けたい力を小中学校で共有・連携しながら系統性・連続性のある指導を行えるよう制度の構築と取り組みを推進します。
- ②主体的・対話的で深い学びにつながる学習に取り組む態度の育成のため、わかる喜びや学ぶ意義を実感させる学習活動により、自ら学ぼうとする態度を定着させ、学習意欲の向上と共に、家庭学習の習慣付けを推進します。
- ③学力向上アクションプランに基づく基礎的・基本的な知識・技能を活用する力の育成のため、習熟度別や課題別学習などに加え、少人数指導や指導方法の工夫・改善を行い、わかる授業や個に応じた指導を充実させ、子どもたちの思考力・判断力・表現力などの向上を図ります。
- ④小・中学校にそれぞれ配置したALTの活用を図り、小・中学校連携における外国語（英語）学習でティーム・ティーチング授業を強化して、外国語（英語）の向上を図ります。
- ⑤教職員が様々な教育課題に対応できる能力を身につけるため、校内研修体制の充実に努めます。
- ⑥特別な支援を要する子どもたちが卒業後も主体的に生活していけるように、早期からの一貫した支援により自立と社会参画に必要な力の育成を行うとともに、インクルーシブ教育に取り組みます。また、合理的配慮に基づいた合意形成を図るとともに、個別の指導計画や支援計画の作成・活用に努め、学習支援員の配置等により、一人一人の特性に応じた指導・支援の充実を図ります。
- ⑦子どもが生涯を通して、健康で充実した食生活を送るための食の基礎を培うと共に、健康な食生活を実施する力を育みます。

(2) いじめ・不登校等の未然防止と生徒指導体制の強化

- ①いじめ・暴力行為・不登校の課題に対し、未然防止、早期発見・早期対応に向け、関係機関と連携した取り組みの推進や教育相談体制の充実に努めます。また、教職員の資質向上を図ることで生徒指導力の強化と支援体制の充実を推進します。

- ②子どもたちが主体的にいじめの防止にむけて行動できるよう、道徳教育や人権教育などを通じて、いじめをなくすための取り組みを推進します。
 - ③教育活動全体を通して、確かな人権感覚を育むとともに、豊かな感性や自尊感情、自己肯定感を涵養する教育の推進をします。また、個性や価値観の多様性、相違を認め合う態度を育み、共に生きる力の育成に資するとともに、一人一人の個性に応じて能力を伸ばしていく、きめ細かな教育を推進します。
 - ④学校に来にくい子ども、教室に入りにくい子どものために、度会郡教育支援センター（度会ふれあい教室）との連携や、担任・養護教諭を中心とした校内支援体制により子どもたちを支援します。また、小学校の校内支援センター構築にむけて検討を行います。
- (3) 地域資源を活かした体験学習の充実と部活動の地域移行の推進
- ①総合的な学習（探究的な学び）を通じて、主体的・対話的で深い学びや多様な学びを推進します。
 - ②度会町の豊かな自然を活用した体験学習を行うことにより、郷土への愛着や関心を深められるような学びを推進します。
 - ③地域の人たちから学ぶ実践を通して、つながりや協働性、社会貢献意識、自己肯定感などウェルビーイングに資する要素の涵養を図ります。
 - ④持続可能な部活動の地域移行の実現に向けて、あらゆる視点から検討を行います。
- (4) 学校施設の計画的改善と将来を見据えた施設整備の検討
- ① 学校施設の老朽化による安全対策や、年間を通じて学習に集中できる環境の整備などを実施し、安全・安心な環境づくりを推進します。
 - ② 安全・安心な学習環境を確保するため教育施設全体の総合的な計画立案を推進し、将来の児童数減少を見据え、小中一体型の校舎も視野に入れた学校施設の在り方を検討します。
- (5) ICTを活用した個別最適な学びの推進と情報モラル教育の充実
- ① ICT機器の効果的な利活用を通して、GIGAスクール推進事業をもとに新しい学びの根幹である主体的・対話的で深い学びの視点に立った指導方法の創意工夫に努めます。
 - ②情報教育の観点から、主体的に情報を収集・選択し、適切な判断力と正しい情報活用能力の育成を推進します。

- ③ SNSやインターネット上で危惧される人権侵害などを回避するため、情報セキュリティを含む情報モラル教育を推進します。また、情報を収集し、その適否を判断し適切に創造・発信する力の育成を図ります。
- ④ 学習端末の更新やヘルプデスクの活用により、安全安心なICT環境の整備を行うとともに最新の情報通信技術を活用した教育に対応できる人材の確保・育成を進めます。

2 子どもが安心して学ぶことのできる環境づくり

(1) 多様な体験活動の充実と学校外での学びの推進

- ① 子どもの健全育成のために、地域や関係機関と連携し、学校外における様々な学習や体験の機会を拡充します。
- ② 度会町の恵まれた自然や多様な文化、歴史、地域の様々な分野で活躍する人材などを活かした学校外での学びを推進します。

(2) 子どものウェルビーイングに資する事業の持続的な展開

- ① 「Ⅲ主要施策_2 子どもが安心して学ぶことのできる環境づくり_(1) 多様な体験活動の充実と学校外での学びの推進」に掲げる取り組みによる、主体的な学びや多様な学び、異年齢間の交流や地域との交流等を通じて、つながり、協働性、サポートを受けられる環境、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等のウェルビーイングに資する要素の涵養を図ります。
- ② 子どもたちに身につけてほしい力やニーズを考慮しながら、持続的な体験活動が維持できるよう、地域の人や外部人材の協力も得ながら取り組みを推進します。

(3) 通学路の安全対策と地域協働による見守り体制の強化

- ① 子どもたちが安全に登下校できるよう、通学路安全プログラムに基づき関係機関と連携しながら通学路の安全確保を推進します。
- ② 子どもたちが安全に登下校できるようスクールガードの協力を得て、子どもたちの登下校の見守りを実施します。
- ③ SOSの家や熱中症防止対策のためのクーリングシェルターなど、地域の協力を得ながら登下校の安全確保に取り組みます。

(4) SNS等の危険防止に向けた情報リテラシー教育の推進

- ①「Ⅲ主要施策_1 学校教育の充実_(5) ICTを活用した個別最適な学びの推進と情報モラル教育の充実」に記載する取り組みを行います。
- ②「広報わたらい」や「しどう」などの広報紙等を通じて、子どもや保護者に向けた情報リテラシー教育の啓発に取り組みます。

(5) 家庭に寄り添う支援と保護者の不安解消にむけた取り組み

- ①学びの習慣化を促すため、学校と家庭の連携による家庭学習の習慣化を推進します。
- ②子育ての中心である家庭の教育力向上及び地域全体での子育て支援環境づくりに努めます。
- ③様々な環境下にある子どもに対応した支援体制の充実を図るため、関係機関との連携を図ります。

3 生涯学習・生涯スポーツの充実

(1) 多様な世代が参加しやすい生涯学習機会の提供

- ①住民の学びに対するニーズを踏まえ、生涯学習環境の在り方を検討し、計画的な生涯学習の機会の提供につなげます。
- ②新たな視点による、幅広い世代が参加しやすい学習機会の創出を図ります。
- ③青少年並びに成人教育の充実をめざし、誰もが学べる学習の場の推進を図ります。
- ④高齢者学習の充実をめざし、心身ともに健康で生きがいを持った生活につながる事業の推進に努めます。

(2) 地域人材の活用による持続可能な学びの場の充実

- ①生涯学習講座を充実させ、個々の知識・技能・教養を高め、住民にその輪を広げ、活力ある自主グループ活動の支援・育成を図ります。
- ②社会教育関係団体の自主的、自発的な活動やグループ活動を促進して郷土愛と連帯感に基づく地域づくりに努めます。

(3) スポーツ団体との連携による交流機会とイベントの推進

- ①生涯スポーツの振興をめざし、健康と体力づくりの啓発に努め、場の提供を図ります。

- ②総合型地域スポーツクラブ「度会スポーツクラブ」の事業への支援・協力を通して、町内の関係団体の活動を支援するとともに、指導者の育成支援に努めます。
- ③スポーツ推進委員及びスポーツ関係団体との連携協力のもと、スポーツを通じた青少年の健全育成のため、町内の関係団体の活動の支援に努めます。
- ④イベントや大会の情報提供について、SNSをはじめ多様な媒体を活用するなど、幅広い年齢層に向けた発信ができるよう工夫します。

(4) ユニバーサルスポーツの普及と生涯スポーツ環境の整備

- ①障がいの有無に関わらず、すべての人がスポーツに親しめる環境づくりをめざします。
- ②ユニバーサルスポーツの普及として、引き続きクラブ体験の機会を充実します。
- ③生涯学習やスポーツの拠点となる社会教育・社会体育施設の老朽化を見据え、安定した基盤となる環境の整備に努めます。

(5) 図書館機能の充実と地域に根差した読書活動の推進

- ①魅力的な読書環境の充実を図り、幅広い世代の読書習慣の定着を推進します。
- ②度会町青少年育成町民会議の読書推進部会や読書ボランティアとの連携により、読書活動の推進を図ります。

4 芸術・文化の振興と文化財の保護

(1) 公民館を拠点とした芸術・文化各種講座の充実

- ①公民館などにおける各種講座の充実に取り組みとともに、講座や自主活動グループの活動支援や情報共有を円滑に行うための体制づくりを進めていきます。
- ②公民館などを拠点として、活動や展示の場として積極的に活用するとともに、活動などに関する情報の発信を行い、芸術・文化活動の促進を図ります。
- ③町民参加による文化活動発表の場の提供と活性化を図ります。

(2) 若い世代の参加を促す伝統芸能・地域行事の伝承と体験機会の創出

- ①幼少期から伝承文化や文化活動への興味・関心につながる機会の創出を図ります。
- ②若い世代への伝統芸能や行事の継承を通じた、地域内での世代間の交流機会の拡充をめざします。

③ SNSをはじめ多様な媒体を活用するなど、若い世代が興味関心を持てるような情報発信方法を推進します。

④ 地域に古くから伝わる郷土芸能や伝統行事、祭りなどについて、伝統芸能の継承支援及び保存・継承団体との連携により、映像などで閲覧できる形で保存し、後世への継承のために活用を図ります。

(3) 子どもの文化活動の支援と発表機会の充実

① 子どもたちの主体的な文化活動を支援し、活動に参加する機会の拡充を図ります。

② 子どもたちが地域の自然や歴史、伝統文化などの学びを深めるため、地域の人材の協働・連携に努めます。

(4) 質の高い文化芸術鑑賞機会の提供と多世代の参加促進

① 小・中学校や地域において、子どもたちが実際に芸術・文化に触れ、体験できる機会の充実に取り組みます。

② 文化人権講演会などの開催を通じて住民の文化意識・人権意識の高揚を謀るとともに、質の高い芸術・文化を鑑賞できる機会の提供に努めます。

③ 三重県や近隣市町とも連携しながら、町内外の芸術・文化に関する情報を提供します。

(5) 文化財の調査・保存と継承に向けた普及啓発の推進

① 文化財の指定に向けて調査を進めるとともに、三重県教育委員会などとの連携のもと、文化財の適切な保護や保存、活用のため下記に努めます。

ア 文化財指定と保護及び周知

イ 埋蔵文化財調査地の整備と記録保存

ウ 出土品の整理・保存

エ 伝承文化の継承と保存の高揚

オ 民俗資料の収集と活用

カ 郷土が学習できる場の提供

② 「ふるさと歴史館」における展示や講座、フィールドでの体験、学校での地域学習など様々な機会を通じて、郷土について学ぶ機会の充実に努めます。

5 資料

(1) [指定文化財の一覧]

区別	種別	名称	個数	指定	所在地	所有者	時代
国	有形文化財 彫刻	木造十一面 観音立像	1 体	大正 5 年 8 月 17 日	注連指	注連指 正法寺	平安 末期
県	民俗文化財 無形民俗文化財	棚橋 御頭神事	—	昭和 43 年 3 月 18 日	棚 橋	棚橋 棚橋区	—
県	民俗文化財 無形民俗文化財	一之瀬 獅子神楽	—	昭和 58 年 3 月 28 日	南中村 脇 出 和井野 市 場	南中村区 脇出区 和井野区 市場区	—
県	民俗文化財 有形民俗文化財	獅子頭	1 個	昭和 47 年 4 月 1 日	下久具	下久具 下久具区	江戸 初期
県	記 念 物 天然記念物	小川郷 火打石	—	昭和 13 年 3 月 31 日	火打石	個人	—
県	民俗文化財 有形民俗文化財	道楽神石塔	1 基	昭和 44 年 3 月 28 日	栗 原	個人	江戸 末期
町	民俗文化財 無形民俗文化財	麻加江 かんこ踊	—	昭和 54 年 2 月 7 日	麻加江	麻加江 かんこ踊保存会	—
町	記 念 物 史 跡	一之瀬城 東の城跡 西の城跡	—	平成 27 年 4 月 20 日	脇 出	一之瀬神社 他	室町 時代
町	記 念 物 史 跡	立岡城跡	—	平成 28 年 3 月 23 日	立 岡	個人	室町 時代
町	記 念 物 名 勝	おうむ石	—	平成 30 年 10 月 23 日	南中村	南中村生産 森林組合	江戸 時代
町	有形文化財 (考古資料)	森添遺跡 出土品	—	令和 4 年 6 月 22 日		度会町	縄文 時代

(2) [登録文化財の一覧]

区別	種別	名称	個数	指定	所在地	所有者	時代
国	有形文化財 建造物	木村家住宅 主屋	1 棟	平成 28 年 11 月 29 日	駒ヶ野	個人	江戸 末期
国	有形文化財 建造物	木村家住宅 蔵	1 棟	平成 28 年 11 月 29 日	駒ヶ野	個人	江戸 末期
国	有形文化財 建造物	木村家住宅 石積塀	1 基	平成 28 年 11 月 29 日	駒ヶ野	個人	江戸 末期

(3) [文化財展示・収蔵施設の現状]

施設名	施設構造	利用内容
度会町 ふるさと歴史館	鉄筋 2 階建て (旧小川郷小学校校舎)	森添遺跡出土品展示公開 民俗資料などの展示公開 文化財遺物の保存・収蔵 など